

日本小児歯科学会九州地方会

Newsletter

平成 13 年 9 月 15 日発行

日本小児歯科学会九州地方会会長挨拶



日本小児歯科学会九州地方会会長 本川 渉

この夏の猛暑もさすがにやわらいで、朝夕はしのぎやすくなりました。日本小児歯科学会九州地方会会員の皆様におかれましては、夏休みの診療にお忙しい毎日を過ごされたことと存じます。

昨年 4 月より、中田 稔前会長の後を引き継いで会長に就任し、早 1 年以上が過ぎました。この 1 年間何も皆様のお役に立つような仕事もできず、誠に申し訳なく存じております。この 20 世紀から 21 世紀の橋渡しの大切な時期に会長をお引き受けし、大変重責を感じています。わが国における急速な少子高齢化が我々小児歯科医療に関係する者に大きな影響を与えています。そして 21 世紀の日本の将来を担う子どもたちのために我々は何ができるのかをこの新世紀にあたり考える必要があると思います。また構造不況が叫ばれている昨今、残念ながら歯科医療も構造不況と呼ばれています。国民に「痛み」を押し付ける小泉首相の構造改革を考えると我々歯科界にも当然波及してくるでしょう。我々小児歯科を取り巻く社会環境は大変厳しいものがありますが、小児科がたどった道を歩まないように何とか光明を見出していきたいものと思います。

小児歯科に従事する歯科医師の質を高めるために日本小児歯科学会認定医制度が発足し、さらなる質の向上のため、皆様ご存知のように新たに認定医を申請する人に対し、本年より面接試験が導入されました。

また、資格更新に際しての条件も厳しくなりました。つきましては、今後は特に地方会が更新に際しての会員の皆様の発表の場として重要な意義を持つものと考えます。認定医の皆様には大いに地方会を活用していただき、会員相互の情報交換の場としてさらに地方会が活性化されることを希望します。なお、この認定医更新の詳細については、認定医の先生方も十分理解されていない部分もあるかと思えます。したがって、このニュースレターで情報を提供したいと考えています。地方会も創立され約 20 年を経過しましたが、ややもするとマンネリ化しやすく、何とか皆様のお知恵を拝借して、より魅力のある地方会にしたいと思えます。つきましては、会員の皆様のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

第 19 回の地方会は鹿児島県の先生方により大変内容豊富なプログラムが計画されています。一人でも多くの会員の皆様のご出席をお願い申し上げます。また、来年は九州地方会創立 20 周年にあたりますので、地方会大会に加えて記念式典を福岡で行う計画をしています。

最後に、これまで歴代の会長が立派な会報を発行されましたが、今回は来年の第 20 回の記念大会のため、このように簡単なニュースレターにいたしました。どうか会員の皆様にはご了承の程お願い申し上げます。

日本小児歯科学会認定医制度の改正について

日本小児歯科学会九州地方会副会長

日本小児歯科学会認定委員会副委員長

瀬尾 令士



日本小児歯科学会の認定医制度は、本年（平成 13 年）7 月 1 日より、新しい制度が発足します。現在認定医の資格を有する方、あるいは新規に認定医の資格を取得しようとする方は、以下の改正点を熟知して頂くよ

うお願い致します。

1. 新制度までの認定医申請について

現在の制度での申請期限は、本年 3 月 31 日迄とします。この資格を有する会員は、平成 8 年 6 月 30 日

までに日本小児歯科学会に入会した方です。なお、この期限を過ぎた方ならびに平成 8 年 7 月 1 日以降の入会者は新制度での資格審査となります。

2. 新制度での認定医資格審査について

認定医審査には、(1) 日本国歯科医師の免許証を有すること、(2) 本学会が認定した研修施設で 2 年以上の小児歯科に関する研修を受けるとともに、通算 5 年以上の小児歯科臨床経験を有すること、あるいはこれと同等以上の経歴を有するとみなされること、

(3) 認定医申請時において、5 年以上継続して本学会の会員であること、(4) 小児歯科学に関連する研究報告を学会で発表していること、(5) 小児歯科学に関連する研究報告を学会が認める学術雑誌に発表していること、(6) 認定医申請料 1 万円の振込みの受領書のコピー、(7) 認定申請書、(8) 履歴書、(9) 研修実績証明書、(10) 業績目録、(11) 小児歯科専従歴証明書(該当者のみ)、(12) 小児歯科学研修に関するレポート、(13) 歯科医師免許証のコピーの各申請書類による手続きが必要です。

3. 新制度での認定医資格審査試験について

認定医申請書類の審査に合格した方は、認定委員会の指導医が行う面接試験に合格しなければ認定医の資格が得られません。面接試験は、(1) 受験者による 2 年以上の口腔管理を行った 2 症例の症例提示(心身障害児、齲蝕、咬合誘導、外傷等の処置を行ったもの)、(2) 試験官から提示された症例について、診断および診療計画の立案、(3) 小児歯科全般についての口頭試問の各項目について行います。

4. 新制度での認定医の資格更新について

新制度の施行にともない、平成 13 年 7 月 1 日以降に更新される方は、次の更新時期(平成 18 年 7 月 1 日以降)までに(1) 認定期間 5 年間に 50 研修単位以上を取得すること、(2) 日本小児歯科学会が主催する生涯研修セミナーを 5 年間に 2 回以上受講すること、(3) 日本小児歯科学会または関連学会において 1 回以上学会発表あるいは論文発表するか、または日本小児歯科学会地方会で筆頭者のケースプレゼンテーションを 1 回以上行うこと、(4) 各条件を満たす必要があります。なお、平成 13 年 6 月 30 日までに更新を済ませた方は、次の更新時期まで暫定措置が適応され上記の(1)および(2)の 2 項目が更新の必要条件となります。

5. 認定医生涯研修セミナーについて

認定委員会のセミナーはこれまで、平成 8~10 年の必須研修セミナー、平成 11 年度からの生涯研修セミナーと名称を変更して開催してきました。現在、更新を迎える方は必須研修セミナーを 1 回受講することが必要ですが、平成 15 年以降に更新を迎える方はセミナーを 2 回以上受講しなければなりません。平成 11 年 12 月時点で認定医の方には、認定委員会からセミナーにつきまして更新の条件を郵送していますが、下記にまとめましたので、再確認していただきますようお願い致します。なお、不明な点がありましたら日本小児歯科学会認定医係(電話 03-3947-8891)までご連絡ください。

・ 次回の更新について

①~平成 14 年 12 月 31 日の方

必須研修セミナー(平成 8~10 年)を 1 回、何らかの事情で受講されていない場合はお早めにご連絡ください。

②平成 15 年 1 月 1 日~平成 15 年 12 月 31 日

必須研修セミナー(平成 8~10 年)を 1 回と生涯研修セミナーを 1 回または、生涯研修セミナーを 2 回

③平成 16 年 1 月 1 日~

生涯研修セミナーを 2 回

・ 平成 13 年度生涯研修セミナー

(1) 時期、場所

1 回目:平成 13 年 9 月 30 日(日)

鶴見大学会館

2 回目:平成 13 年 11 月 11 日(日)

北海道歯科医師会館

(2) メインテーマ:スポーツ歯科

(3) 講師:石上恵一先生(東京歯科大学)

スポーツ歯科教授)

安井利一先生(明海大学歯学部)

口腔衛生学教授)

・ 平成 14 年度以降の開催地について

年 2 回の開催で、時期は 9 月~11 月の予定です。

平成 14 年度 関東地区・中部地区

平成 15 年度 関東地区・近畿地区

平成 16 年度 関東地区・中四国地区

平成 17 年度 関東地区・九州地区

平成 18 年度 関東地区・北日本地区

平成 13 年度日本小児歯科学会学術集会（学術シンポジウム）のお知らせ

テーマ：咬合誘導の臨床—私の咬合誘導—

演者：山崎 要一先生（九州大学歯学部附属病院
小児歯科講師）

橋本 敏昭先生（はしもと小児歯科医院
院長）

大野 秀夫先生（おおの小児矯正歯科医院
院長）

日時：平成 14 年 2 月 7 日（木）15：00～18：00

場所：福岡県歯科医師会館

（福岡市中央区大名 1-12-43）

参加費：2000 円

担当：本川 渉（日本小児歯科学会理事）

協力：福岡歯科大学成長発達歯学講座
成育小児歯科学分野

認定医研修単位：10 単位（受付にてシールを受け
取り、研修記録簿に貼付して下さい。）

第 20 回 日本小児歯科学会九州地方会大会および 20 周年記念式典のお知らせ

1：第 20 回日本小児歯科学会九州地方会および
20 周年記念式典について（案）

1) 準備委員会と役割

大会会長 増田 純一

準備委員長 久芳 陽一

準備委員 県代表委員、
福岡歯科大学成長発達歯学講座
成育小児歯科学分野

2) 開催予定日

1. 大会および総会：平成 14 年 11 月 3 日（日）
午前 9 時より

2. 懇親会：平成 14 年 11 月 3 日（日）
午後 6 時より

3) 学会会場：福岡県歯科医師会館

（福岡市中央区大名 1-12-43）

4) 大会内容

1) 20 周年記念式典

2) シンポジウム

3) 特別講演：小椋 正先生
（鹿児島大学歯学部教授）

特別講演：後藤 譲治先生
（長崎大学歯学部教授）

教育講演：中田 稔先生
（九州大学大学院
歯学研究院教授）

4) ポスター発表

日本小児歯科学会九州地方会役員（平成 12・13 年度）

会長 本川 渉（福岡歯科大学）

副会長 瀬尾 令士（福岡歯科大学）

品川 光春（長崎県）

常任幹事 小椋 正（鹿児島大学）

木村 光孝（九州歯科大学）

後藤 譲治（長崎大学）

中田 稔（九州大学）

本川 渉（福岡歯科大学）

幹事 内上堀征人（九州歯科大学）

春岡 龍男（九州歯科大学）

柏木伸一郎（九州大学）

二木 昌人（九州大学）

森主 宜延（鹿児島大学）

吉元 辰二（鹿児島大学）

久保田一見（長崎大学）

田口 知義（長崎大学）

瀬尾 令士（福岡歯科大学）

尾崎 正雄（福岡歯科大学・庶務会計担当）

地方会推薦理事

石井 香（福岡県）

監事 橋本 敏昭（九州歯科大学）

入江 英仁（熊本県）

日本小児歯科学会九州地方会 県代表委員

西本美恵子（福岡県）、曾我富美雄（福岡県）

樽美 哲生（長崎県）、立川 義博（佐賀県）

木舩 敏郎（大分県）、松本 晋一（熊本県）

西田 賢三（宮崎県）、坪水 良平（鹿児島県）

真境名由守（沖縄県）

日本小児歯科学会九州地方会会則

(平成12年10月15日一部改正)

第1条 本会は日本小児歯科学会九州地方会と称する。
第2条 本会は小児歯科を通じ地域の小児保健の向上に貢献するとともに必要とされる調査研究を行い発表と知識の普及を計ることを目的とする。

第3条 本会の事務局は別に定める所におく。

第4条 本会の会員は九州地区ならびに沖縄県に居住する小児歯科学会会員で構成する。

第5条 1. 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

会長 1名
副会長 2名
幹事 若干名
(うち会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、広報幹事、小児歯科主任教授、次期大会長並びに次々期大会長を常任幹事とする)

監事 2名

2. 役員任期は、2カ年とする。ただし再任は妨げない。なお役員は九州地区ならびに沖縄県に居住するものに限る。

第6条 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を執行できない場合、職務を代行する。
3. 常任幹事は会務に必要な事項を企画し、審議し、これを執行する。
4. 幹事は本会運営に参画し、本会の円滑な運営を計る。
5. 監事は会計および会務を監査する。

第7条 1. 次期会長は、役員会が候補者を推薦し総会で決定する。
2. 幹事は九州地区ならびに沖縄県から選出された代表者とし、その数は各県の会員数に照らし合わせて別に定める。
3. 常任幹事は九州地区5大学歯学部小児歯科主任教授ならびに会長が委嘱した副会長、庶務幹事、会計幹事、広報幹事および次期大会長並びに次々期大会長とする。
4. 幹事は会長が委嘱する。

5. 地方会推薦理事は役員会に出席できる。

6. 次期役員は総会で決定する。

第8条 本会は毎年1回総会を開き会務の報告、会則の改正、役員選出、会計報告ならびにその他の議事を決定する。

第9条 本会は毎年1回会員による発表ならびに教育的事業を行う。

第10条 本大会は当日会費を徴収できる。なお会費は開催主体が役員会に提出し、裁決にて決定する。

第11条 本会には顧問を置くことができる。

第12条 本会の事務年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第13条 第8条の規定にかかわらず付則2の変更に限り、役員会において行うことができる。

<付則>

1. 本会則は昭和58年4月から施行する。本会則は平成12年4月から施行する。本会則は平成13年4月から施行する。本会則は平成14年4月から施行する。

2. 本会の事務局は、
〒814-0193 福岡市早良区田村2-15-1
福岡歯科大学成長発達歯学講座
成育小児歯科学分野内
日本小児歯科学会九州地方会事務局

TEL:092-801-0411 (内線656)

FAX:092-801-4909 (代表)

<幹事選出に関する申し合わせ>

1. 幹事の選出にあたっては、各県の実情に合わせた方法で行う。
2. 各県選出の幹事数は以下のように定める。ただし、大学所在の県では各大学から1名を幹事に選出する。福岡県3名、佐賀県1名、長崎県2名、大分県1名、熊本県2名、宮崎県1名、鹿児島県2名、沖縄県1名の合計13名とする。

日本小児歯科学会九州地方会事務局 (平成12・13年度)

〒814-0193

福岡市早良区田村2-15-1

福岡歯科大学成長発達歯学講座成育小児歯科学分野

TEL:(092)801-0411 (内線656)

FAX:(092)801-4909 (代表)